

申告する際の注意点

医療費控除の申告方法

平成30年度(29年分)から、医療費控除またはセルフメディケーション税制のいずれかの適用を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し、申告書を提出する際に添付することが必要です。(経過措置で、平成32年度(31年分)の申告までは医療費等の領収書の添付等による申告も認められます)



下記の所得等を住民税に算入する場合、住民税の納税通知書が送られてくるまでに確定申告をしてください

- ・ 上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等
 - ・ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
 - ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除
 - ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除等
 - ・ 居住用財産に係る長期譲渡所得の課税の特例
- ※上場株式等に係る配当・譲渡所得等について、所得税と住民税とで異なる課税方式(申告不要等)を選択する場合、住民税の納税通知書が送られてくるまでに課税方式を住民税申告する必要があります

平成31年度(平成30年分)から適用される主な税制改正

配偶者控除の見直し

納税義務者の所得金額が900万円を超えると、配偶者控除が段階的に減額となり、1000万円を超えると配偶者控除が適用されません。(配偶者の所得の上限は38万円が変わりません)

配偶者特別控除の見直し

配偶者の所得の上限が、76万円未満から123万円以下へ引き上げられます。なお、納税義務者の所得金額が900万円を超えると、配偶者特別控除が段階的に減額となり、1000万円を超えると配偶者特別控除が適用されません。



所得税の確定申告

※確定申告書を提出した方は、住民税の申告は必要ありません

問合せ 荒川税務署 ☎ (3893) 0151

申告書の作成・提出はお早めに

◆確定申告書の作成は国税庁ホームページをご覧ください

確定申告書等作成コーナーの画面案内に従って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書を作成することができます。

国税庁ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

◆確定申告書の提出方法

▶ e-Tax^{インターネット}を利用して送信 ▶ 税務署窓口・郵便または信書便で提出

マイナンバーの記載

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、税務署へ提出する申告書や申請書等には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

申告相談

[期間] 2月18日(月)～3月15日(金) ※(土)・(日)等を除く

[時間] 午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分から午後4時

[場所] 荒川税務署

◆日曜日の申告書作成

[期日] 2月24日・3月3日(日)

[時間] 午前9時15分～午後5時

※受け付けは、午前8時30分～午後4時

[会場] 王子税務署(北区王子3-22-15)

※荒川税務署では手続きを行っていません

[税目] 所得税・復興特別所得税、個人事業者の消費税・地方消費税、贈与税

[内容] 申告相談、申告用紙の配付、申告書の受け付け

◆小規模納税者・年金受給者・給与所得者向け 「税理士による所得税・消費税の無料申告相談」

会場	期日
サンパール荒川小ホール	2月4日(月)・5日(火)
アクト21地下ホール	2月7日(木)・8日(金)
区役所3階304・305会議室	2月13日(水)・14日(木)

[時間] ▶ 午前9時30分～正午 ▶ 午後1時～4時

※受け付けは、午前9時から

※受け付け終了は、各終了時刻の30分前

納税をお忘れなく

現金で納付する場合は、申告書の提出期限が納期限です。現金に納付書を添えて金融機関や税務署で納付してください。

公的年金等の受給者の方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税の還付を受ける場合や、上場株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書を提出する必要があります

※住民税の申告が必要な場合があります

復興特別所得税をお忘れなく

平成25年以降の25年間は、各年分の基準所得税額に2.1%を乗じて計算し、所得税と併せて申告・納付してください。



個人事業税の申告

都内に事業所・事務所があり、法律で定められた事業を行う個人に課税されます。

※所得税の確定申告をすれば、個人事業税の申告は不要です

問合せ 荒川都税事務所 ☎ (3802) 8111

税の無料相談会

日時 2月22日(金)午前10時30分～午後3時30分
※午後0時30分～1時30分を除く

場所 ▶ 南千住駅前ふれあい館
▶ アクレスティ南千住2階(南千住7-1-1)
※確定申告用紙等の配布や申告書の受け付けは行いません

問合せ 東京税理士会荒川支部 ☎ (3800) 5577

